

サンコーポラス富来利用促進入居事務処理要項

(対象住戸)

第1条 利用促進入居として提供する住戸は、サンコーポラス富来2号棟のうち市の指定する部屋とする。

(事業主の資格)

第2条 利用促進入居の資格を有する事業主は、次に掲げる条件を満たすものとする。ただし、次に掲げる条件を満たせなくなった場合は、賃貸借契約を解約し、退去すること。

- (1) 国東市内に事業所等を有していること、又は、有する明確な予定があること。
- (2) 雇用保険料及び社会保険料、国税及び地方税の納付成績が良好であること。

(入居者の資格)

第3条 事業主は、次に掲げる条件を具備する従業員の中からサンコーポラス富来の入居者(以下「入居者」という。)を選定しなければならない。なお、入居後に入居者の異動がある場合は、届け出をすること。

- (1) 現に当該事業主に雇用されており、かつ雇用保険及び社会保険の被保険者であること。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (3) 入居後は住民票をサンコーポラス富来へ移すこと。
- (4) 入居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(入居人数の制限)

第4条 指定された部屋に入居できる人数の上限は、一部屋あたり4名までとする。

(自治会への加入)

第5条 事業主は、サンコーポラス富来の入居者で作る自治会に加入するものとする。

(自治会活動への参加)

第6条 一部屋の入居者のうち少なくとも1名は、自治会の活動計画に定められた月例の清掃、町内一斉清掃、合同防火・消火訓練、総会に参加しなければならない。ただし、やむをえない事情により参加できない場合は、参加に代わって自治会規則で定めた出不足金を事業主が納めることとする。

2 入居者は、前項の活動計画に定められたもののほか、実施される自治会活動について可能な限り協力すること。

(自治会費の納入)

第7条 事業主は、自治会規則で定められた自治会費及び入居者の出不足金について、入居者に代わり自治会に支払うものとする。

(入居者の保管義務等)

第8条 入居者は、サンコーポラス富来及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、サンコーポラス富来又は共同施設が滅失し、又は損傷したときは、事業主が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第9条 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(補則)

第10条 この要項に定めることのほか、各種事項については「サンコーポラス富来(公共賃貸住宅)入居者のしおり」の記載事項に準じる。

附 則

この要項は、平成30年5月1日から施行する。